

商品およびサービスの購入に関する RWE 取引約款 (日本) - 2024 年 06 月

1. 契約

- 1.1 RWE のグループ会社 (以下「**RWE**」という。) はいずれも、**注文書** (以下「**注文書**」という。) に社名を記載の上、発注することができるものとする。**注文書**は、**注文書**に記載された商品、サービスおよび/または成果物 (以下「**商品**」、「**サービス**」または「**商品/サービス**」という。) を、**注文書**に記載された請負業者 (以下「**請負業者**」という。) から購入する旨の **RWE** からの申込みを構成する。**RWE** が発注する **商品/サービス**の**注文書**は、本取引約款の本条項 (総称して「**本取引約款**」といい、個別に「**本条項**」という。) に従うものとする。
- 1.2 **請負業者**は、**RWE** に対し書面で明示的に受注の通知 (署名された**注文書**の返送を含む。) を行うことにより、**RWE** からの注文の申込みを承諾する (以下「**受注する**」または「**受注**」という。) ものとする。
- 1.3 **受注の日** (以下「**契約開始日**」という。) をもって、**請負業者**と **RWE** との間で、**注文書**および**本取引約款** (以下「**本契約**」という。) の内容で構成され、これらに従う契約が締結されるものとする。
- 1.4 **RWE** は、**請負業者**の取引約款および **RWE** の**本取引約款**から逸脱した契約条項には一切服しない。
- 1.5 **注文書**で定める内容は、いかなる**本条項**に優先する。

2. 解釈

- 2.1 **本取引約款**において、
 - (a) 「含む」およびそれに類似の表現の使用は、先行する言葉の一般性を制限するものではない。
 - (b) 契約の文脈上別段の定めがない限り、法令または法的規定への言及には、**本契約期間**前または**本契約期間**中に制定、再制定または改正された法令または法的規定が含まれる。
 - (c) 書面 (以下「**書面**」という。) には、電磁的形式 (電子メール等) を含む。**SAP 注文書**については、**請負業者**と **RWE** は、電子署名により署名された **SAP 注文書**または電子署名のない簡易な **SAP 注文書**も、有効に合意されているとみなされることに合意する。**請負業者**と **RWE** が明示的に合意した場合、簡易な電子署名により**本契約**を締結することができる。
- 2.2 **本取引約款**において「**適用法令**」とは、**本契約**、**商品/サービス**、**RWE** の営業所および事業所並びに**引渡場所** (安全衛生、競争法、独占禁止法、収収法、腐敗/贈収賄防止、外国貿易、輸出管理および制裁法に関連するものを含む。) に関連または適用される、当該適用時点で有効な法律、法規または規制を意味する。
- 2.3 **請負業者**または **RWE** が一方的に行使できる権利 (本契約の解除権、取消権ならびに**請負業者**または **RWE** が有する本契約に基づくあらゆる権利の履行請求権を含む。) については、民法第 97 条第 1 項、第 123 条および第 540 条第 1 項に基づく書面通知に基づく方式によるのみ行使されるものとする。

3. 非独占性、グループ会社購入

- 3.1 **本契約**に基づく **RWE** による **商品/サービス**の購入は、非独占的なものであり、**RWE** のグループ会社 (以下「**RWE グループ**」という。) 内の他のグループ会社のために購入を行う場合もある。

4. 本契約期間

- 4.1 **本契約**は、**契約開始日**に始まり、**本契約**に基づくすべての義務が履行されたときに終了する (以下、**契約開**

始日 (を含む。) からかかる終了日 (を含む。) までを「**本契約期間**」という。)

5. 引渡し

- 5.1 **請負業者**は、付保費用、**商品/サービス**の供給に合理的に必要な輸送、積み込み、収集、取扱い、保管、梱包、開梱、現場での受領および引渡し (以下「**引渡し**」という。) の一切につき、自己の費用負担および危険負担で責任を負い、「**Delivered Duty Paid**」 (インコタームズ 2020 で定義される。) で引渡し、**商品**または**請負業者**の機器の一部に必要なすべての輸入許可または許認可を取得し、その費用を支払うものとする。
- 5.2 引渡しには、**商品/サービス**およびその使用に関連するすべての道具および書類 (取扱説明書および安全衛生に関するデータ等を含む。) の引渡しが含まれる。
- 5.3 **請負業者**は、**注文書**に記載された日時 (以下「**引渡日**」という。) 、場所 (以下「**引渡場所**」という。) および数量で**商品/サービス**を**引渡し**すものとする。
- 5.4 **商品/サービス**の引渡しに関連して提示された納品書またはその他の書類への **RWE** の署名は、物の受領の事実のみを証明するものであり、適合する数量の**商品**の**引渡し**がなされたこと、または**引渡し**された**商品/サービス**が**本契約**の要件に適合していることを証明するものではない。

6. 引渡日

- 6.1 **RWE** の権利に影響を及ぼすことなく、**請負業者**が**引渡日**に**商品/サービス**を**引渡し**できないと判断した場合、**請負業者**は、**RWE** に対し、遅延と遅延の原因となる状況を可及的速やかに通知しなければならない。

7. 分割での引渡し

- 7.1 **請負業者**は、**注文書**に記載されていない限り、または **RWE** が事前に書面で同意しない限り、**商品/サービス**を分割で**引渡し**することはできない。

8. 商品/サービスの基準および品質

- 8.1 **請負業者**は、**請負業者**が**引渡し**するすべての**商品/サービス**につき、負担のない完全な所有権を **RWE** に対し移転させるものとする。
- 8.2 **商品/サービス**は、**RWE** の知的財産権 (著作権を含む。) (以下「**IPR**」という。) または第三者の知的財産権を侵害していないものとする。
- 8.3 **請負業者**は、**商品/サービス**に関連する製造業者およびその他該当する第三者によるあらゆる保証の利益を **RWE** に対し譲渡するものとする。

9. 商品のラベリング、出荷通知および包装

- 9.1 **請負業者**は、**商品**に **RWE** の名称、住所、**注文**番号を明記の上、出荷通知 (**商品**の名称または説明、輸送、部品ごとの品目番号、重量、数量、発送場所および発送日の詳細) および **RWE** が**請負業者**に通知するその他必要情報を添付する。**請負業者**が**商品**の供給業者であることとともに、該当する場合は製造日および製造場所を**商品**上において明確にするものとする。
- 9.2 **請負業者**は、**商品**に適切なラベルを貼り、保管および使用に関連して必要なすべての注意事項、指示およびその他の情報 (該当する場合は、輸送および/または積卸しの要件を含む。) を**商品**に附属させるものとする。
- 9.3 **請負業者**は、安全、健康または環境に対する危険について、**商品/サービス**の危険物の内容または性質の詳細、

- および露出または流出した場合に講じるべき正しい措置の詳細とともに、**RWE** に対し通知するものとする。
- 9.4 **請負業者**は、**商品**を適切に梱包および固定し、良好かつ新品の状態での**引渡場所**に配達できるような方法で輸送するものとする。
- 9.5 **RWE**は、**商品/サービス**の輸送、**引渡し**または供給に使用した梱包資材を**請負業者**に対し返却する義務を負わない。
- 9.6 **請負業者**は、該当する**適用法令**に従って廃棄物を除去し、処分するものとする。
10. **所有権および危険負担**
- 10.1 **商品**の所有権および危険は、**引渡場所**での**引渡し**時をもって、**請負業者**から**RWE**に対し移転するものとする。ただし、**請負業者**による同時履行の抗弁権の行使を阻むものではない。
- 10.2 **請負業者**は、危険が**RWE**に移転するまでの間、**商品**の再調達価格の全額を補償する保険に加入するものとする。輸送中に**商品**が破損または紛失した場合、その破損または紛失による責任は**請負業者**の責任とする。
11. **価格、請求書発行および支払い**
- 11.1 **RWE**は、**請負業者**に対し、**商品/サービス**の正常な引渡しの対価として、**注文書**に記載された料率および/または頻度で、固定額の料金（以下「**料金**」という。）を支払う。
- 11.2 **料金**には、消費税は含まれないが、運賃、保険料その他の**引渡し**費用、滞在費および宿泊費、設備または工具の供給、**請負業者**の従業員への支払い（給与、賃金、賞与、その他の報酬、法定の料金および賦課金、年金引当金、超過勤務または時間外労働に対する支払いを含む。）および**本契約**に基づくすべての義務の遵守等に係る実費をはじめとするその他すべての費用が含まれる。
- 11.3 **請負業者**は、**商品/サービス**の提供に必要な資料および活動の一切、費用および経費の一切、ならびに**本契約**に基づく義務の一切を考慮して**料金**を設定するものとする。
- 11.4 **請負業者**の請求書には、日付、請求書番号、**請負業者**の名称および住所、**消費税**の内訳、**注文**番号、**料金**を記載の上、**請負業者**は、**RWE**に対し、その他**RWE**が合理的に要求するすべての情報または証拠書類を提供するものとする。なお、**請負業者**の請求書は、消費税法に基づく適格請求書の要件を満たさなければならない。時給を請求する場合、適用される税務上の要件に従い、旅費（運賃および宿泊費等。）から仕入税を控除するものとする。領収書はすべて正確で、永久に判読可能なものでなければならない。
- 11.5 **請負業者**は、**RWE**が**注文書**で要求する様式で、**RWE**が**注文書**で指定する宛先住所
- 11.6 **RWE**は、請求書を受領した日から30日以内に支払いを行うものとする。**RWE**が請求書に異議を唱えた場合、**RWE**は、解決するまで異議のある金額の支払いを保留することができる。
- 11.7 支払期日が到来しても異議のある金額の支払いが行われない場合、**請負業者**は、日本の**適用法令**に従った利率による利息を請求することができる。
- 11.8 **本契約**に基づき支払われる金額には、**消費税**は含まれないものとする。**請負業者**が納付期限の到来した消費税を税務当局に納付しなければならない場合、供給を受けた者は、有効な**消費税**請求書を受領時に、当該金額に加え、当該消費税相当額を支払うものとする。
- 11.9 いかなる支払いも、**請負業者**または**RWE**双方の権利または義務に影響を及ぼすことはなく、**請負業者**が**本契約**に基づく義務を完全に遵守したと**RWE**が認めるものではない。
12. **変更および改訂**
- 12.1 **サービス**の提供に関する**契約**（業務請負契約等。）の場合、**RWE**は、個々の場合において**請負業者**にとって極めて不合理でない限り、**引渡し**の範囲（契約上合意された**引渡日**を含む。）の変更を要請することができる。**請負業者**は当該要請に従わなければならない。当該要請の影響（特に、費用の増額または減額および**引渡日**）については、適切に考慮され、原則として変更が実施される前に**RWE**と**請負業者**との間で**書面**により合意されるものとする。**引渡し**の遅延が差し迫っている場合、または危険が差し迫っている場合、**RWE**は、**請負業者**に対し、**書面**によるかかる合意に先立って先んじて当該変更に従った**引渡し**の履行を開始するよう要求することができる。**請負業者**は、かかる要求に従うものとする。
- 12.2 **本契約**に対する追加合意、改訂および契約追加には、両当事者間の**書面**による合意を要する。ただし、電子SAP注文の形式をとることもできる。
13. **債務不履行および治癒**
- 13.1 **請負業者**と**RWE**は、法定の保証権を完全に行使することができる。
- 13.2 **請負業者**と**RWE**が明示的に別段の合意をしていない場合、法定の検査通知義務にかかる瑕疵通知期間は、**商品/サービス**の**引渡し**または受領時から起算される。
- 13.3 **請負業者**の**債務不履行**により第三者に**損害**が発生した場合、**請負業者**は、当該第三者に発生した**損害**または当該第三者からの**RWE**に対する請求で認められた**損害**につき、**RWE**に対し補償し、当該補償には賠償責任の上限額が適用されないものとする。
- 13.4 契約関係に関連して**請負業者**が**本契約**前に違法な競争制限に明らかに関与していた場合および/または**本契約**の前後を問わず反競争的な行為を行っていた場合、**請負業者**は、他の責任規定に拘わらず、損害の金額が異なる場合を除き、**料金**の15%相当額の違約金を支払うものとする。本条項は、**本契約**が解除された場合または既に履行が完了している場合にも適用される。なお、**RWE**が有するその他の権利は影響を受けないものとする。
- 13.5 違法な競争制限とは、特に、以下の内容に関する他の入札者/申請者に対する反競争的な交渉、推薦または指名を指す。
 (a) 地域協定を含む入札の提出または不提出
 (b) 価格設定および利益に関する取決め
 (c) 引渡し数量
請負業者が任命した者または**請負業者**を代理して行為する者の行為も、**請負業者**自身による行為とみなされる。
14. **保険**
- 14.1 **本契約**または法律に基づく権利または義務を損なうことなく、**請負業者**は、**本契約**または**適用法令**に基づき**請負業者**が継続的な責任を負う期間中、信用格付けが高い保険会社において、**本契約**または**適用法令**に基づく**請負業者**の義務の性質および範囲を考慮して合理的に予想される性質および範囲の保険に加入し、これを維持するものとする。当該保険の補償は、**本条項**に定める以下の内容を含まなければならない、**RWE**から

- の要請後7日以内にRWEに対し、保険証書を提出し補償内容を証明しなければならないものとする。
- (a) 1件につき少なくとも500万ユーロ、または適用法令で義務付けられている金額のいずれか高い方の金額を補償する雇用者賠償責任保険
- (b) 1件につき少なくとも500万ユーロを補償する、商品/サービスの引渡しに起因または関連して発生した死傷および商品等の財産の損失または損傷に対する第三者への賠償責任を含む公的責任保険、製造物責任保険および環境責任保険
- (c) 適用法令により義務づけられたその他の保険
- 14.2 保険で適用される免責額は、本契約に基づいて請負業者が責任を負う損失に関連する場合、請負業者の負担とする。
- 14.3 請負業者が、本契約に基づく補償対象事故に関連して保険会社から保険金を受領した場合、請負業者は、当該保険金からRWEから請求される金額および/または当該保険金からRWEに支払うべき金額をRWEに対し支払い、および/または当該保険金を関連する債務不履行にかかる治癒の目的にのみ使用するものとする。
15. 責任
- 15.1 請負業者は、義務違反の責任がないことを証明しない限り、義務違反とその結果生じた損害について責任を負うものとする。さらに、請負業者は、請負業者による引渡しの不履行に基づく理由で第三者がRWEに対して請求した損害賠償の一切につき、請負業者が損害の原因となる事象について責任を負わないことをRWEに対し証明しない限り、RWEに対し当該損害賠償額を支払う義務を負うものとする。本条項は、請負業者が代理人を使用する場合にも適用される。
16. 契約解除
- 16.1 RWEは、請負業者に対し書面で通知することにより、法令の規定に従っていつでも本契約を解除することができる。
- 16.2 本契約は、以下のいずれかに該当する場合、通知により直ちに解除することができる。
- (a) 請負業者またはRWEが本契約上の義務に重大な違反をし、その違反を治癒することができない場合。
- (b) 請負業者またはRWEは、いずれかの自らの義務に関し重大な違反をし、その治癒を要請する書面による通知から14日以内に当該違反を是正しない場合（治癒が可能な場合）（なお、当該違反にかかる義務の履行上期間が重要ではない性質の違反、かつ、当該違反につき違反当事者が履行のために与えられる30日の期間内に当該違反にかかる義務を履行することができる場合、当該違反につき治癒が可能であるとみなされる）。
- 16.3 RWEが本契約を解除できる場合、RWEは、商品/サービスの一部についてののみ本契約を解除ことができ、その場合、残りの商品/サービスの引渡しについて本契約が継続されるものとする。
- 16.4 請負業者が違法な競争制限に関与したことで請負業者が債務不履行に陥った場合、本条項13（債務不履行および治癒）に基づきRWEが利用可能な救済措置に加え、および/またはこれに代えて、RWEは書面通知により直ちに本契約を取消しまたは解除することができる。取消しの場合、関連する適用法令が適用される。
17. 契約解除
- 17.1 契約解除時または本契約期間満了時に、RWEは請負業者に対し、本契約期間満了日または契約解除日時点で（キャンセル済みまたは不合格品ではない）引渡し済みだが未払いの商品/サービスにつき支払うべき代金を按分割合に応じて支払うものとする。
- 17.2 請負業者の債務不履行を理由としてRWEが解除する場合、RWEは、未回収の範囲で請負業者から本条項13（債務債務不履行および治癒）に定める金額を回収することができ、請負業者は、解除によりRWEが被った結果的損害をRWEに対し支払うものとする。
- 17.3 別段の合意がない限り、法定規定が適用される。
18. 請負業者の従業員等
- 18.1 RWEと請負業者の従業員、取締役、役員、代理人、職員、スタッフ、請負業者、下請業者またはその他の労働者（以下「従業員等」という。）との間には、いかなる契約も存在しない。
- 18.2 請負業者は、請負業者が雇用する従業員等に支払う報酬から、税金および保険料を適切に控除するものとする。
- 18.3 請負業者は以下の各事項を確保するものとする。
- (a) 請負業者は、商品/サービスの引渡しに必要なすべての車両、必要な安全器具、その他の工具および設備を従業員等に提供すること。
- (b) 請負業者とその従業員等が商品/サービスを引渡すために使用する車両、設備およびその他の工具のすべてが、良好かつ合法的で、使用可能な状態であること。
- (c) 請負業者の従業員等は、適切な資格を有し、有能で熟練した経験豊かな者であり、商品/サービスの引渡し、車両の運転、商品の取扱い、および本契約を遵守した商品/サービスの安全な引渡しに必要なすべての工具および設備の取扱いができるよう訓練されていること。
- (d) 安全衛生に関連するものを含め、RWEによる口頭および書面による指示を請負業者の従業員等が理解し、遵守できるようにするための手順を導入していること。
- (e) 物的損害や人的損害を防止するための適切な予防措置を講じていること。
- 18.4 請負業者は、従業員等がサービスを提供する前に、合法的な範囲で、請負業者の各従業員等が、適切な業界慣行に従って適切である点検事項またはRWEから請負業者に合理的に通知された点検事項を充足していることを確認するものとする。かかる点検要件には、身元、就労の権利、推薦状、資格、運転免許証の確認が含まれるが、これらに限定されない。請負業者は、かかる点検事項の記録を保管し、RWEが閲覧を要求した場合は当該記録をRWEに対し提示するものとする。
- 18.5 請負業者は、RWEが合理的かつ合法的に要請したサービスを提供する従業員等に関する情報を、当該要請があった日から10営業日以内に提供するものとする。
- 18.6 請負業者は、以下の事項を確保するものとする。
- (a) 従業員等が、現地の保安および安全に関するRWEとの取決めに従うようにすること。
- (b) 従業員等が、RWEの業務への支障が最小限になるように職務を遂行するようにすること。
- 18.7 RWEは、請負業者に通知することによりいつでも、RWEの合理的な見解において、RWEの敷地内に立ち入る資格または能力がない者、RWEの安全もしくはセキュリティに関する手順もしくは方針に反する方法で行動する者、他者に傷害を与えるもしくはその真のある者、財産に損害を与えるもしくはその真のある者、

またはその他の安全もしくはセキュリティ上のリスクをもたらす者を、**RWE** の敷地内から排除するまたはその要求をすることができる。**請負業者**の義務は存続し、**RWE** がかかる者を排除しまたはその要求した場合であっても、軽減または変更されることはないものとする。

- 18.8 **請負業者**は、**請負業者**またはその**従業員等**が本条項に基づく**請負業者**の義務を遵守しなかった結果、**RWE**（およびまたは**RWEグループ**）が被った、またはそれに発生した損失、責任、損害、経費、請求、罰金、要求、手続、課徴金、罰金、罰則、要求または費用（弁護士費用を含む。）（以下「**損失**」という。）につき、**RWE** および**RWEグループ**に対し全額補償するものとする。
- 18.9 本条項の違反は重大な違反を構成し、**RWE** は、当該違反を**請負業者**の**債務不履行**として**本契約**を解除することができるものとする。

19. **RWE** の所有物の所有権

- 19.1 **請負業者**が取得したまたは**RWE** もしくはその代理人が提供した情報、仕様書、図面、スケッチ、モデル、プロトタイプ、サンプル、工具、デザイン、技術情報もしくはデータ、またはその他の専有情報もしくは**知的財産権**（書面または口頭等によるものを問わず、個人データを含む。）（以下「**RWE 所有物**」という。）はいずれも、**RWE** の所有物であり、**請負業者**の所有物ではない。
- 19.2 **請負業者**は、以下の各行為を行うものとする。
- 請負業者**の所有物および他者の所有物から**RWE 所有物**とを分離すること。
 - RWA 所有物**を適切に保管および保護し、**RWE 所有物**が**RWE** の所有物であることを明示すること。
 - RWE** からの要請に応じて、**RWE** に対し**RWE 所有物**を引き渡すこと。
- 19.3 **RWE 所有物**の危険は、**請負業者**が**RWE 所有物**を取得した時点、または**請負業者**が利用できるよう**RWE** が**RWE 所有物**を提供した時点で、**請負業者**に移転するものとする。

20. 知的財産権

- 20.1 契約開始日以前に存在する**請負業者**の**知的財産権**（以下「**IPR**」という。）はすべて**請負業者**に帰属するものとし、契約開始日以前に存在する**RWE** の**知的財産権**はすべて**RWE** に帰属するものとする。
- 20.2 **請負業者**は**RWE** に対し、**RWE** および**RWEグループ** が**商品/サービス**および**本契約**の利益を得るために必要な、**請負業者**の既存の**知的財産権**を使用するための使用料の支払いを要しない、永続的で、譲渡可能および取消不能な非独占的かつ全世界において使用可能なライセンス（使用許諾権等）をここに付与する。
- 20.3 **請負業者**は、**本契約**に関連してまたは**商品/サービス**の引渡の結果、**請負業者**もしくはその代理人により作成または開発された**商品/サービス**に係る負担のない**知的財産権**（著作権を含む。）の一切（新規または特注のコンピュータ・コードを含み、あらゆる新バージョン（アップデート、アップグレード、リリース、パッチおよびバグフィックス等。）を含む。）をここに完全な権原保証をもって**RWE** に譲渡するものとする。当該譲渡は、**契約開始日**または**本契約期間**中に新規のもしくは開発された**知的財産権**が存在するようになった時点で直ちに発効するものとする。
- 20.4 **請負業者**は、すべての著作権者人格権およびその他の権利の放棄を取得し、必要なすべての書類に署名し、こ

れらの権利に必要な対抗要件を具備するために合理的に必要なその他のあらゆる事項を行うことに同意する。

- 20.5 **RWE** のためにソフトウェアが制作または開発された場合、**RWE** は、制作または開発されたソフトウェアのソースコードを所有し、**請負業者**は**RWE** に対し当該ソースコードを提供するものとする。
- 20.6 **RWE** が**請負業者**またはその**従業員等**に付与した**RWE** の**知的財産権**を使用する権利は、**本契約期間**の満了時またはそれ以前の契約解除時のいずれか早い時点において消滅する。
- 20.7 **請負業者**は、以下の事由のいずれかの結果またはそれに関連して**RWE** および/もしくは**RWEグループ**が被った、ならびに/または**RWE** および/もしくは**RWEグループ**に対する請求で認められた**損害**につき、**RWE** および**RWEグループ**を防御および補償するものとする。
- 請負業者**またはその**従業員等**による**RWE** の**知的財産権**の侵害。
 - 商品/サービス**（の全部または一部）が第三者の**知的財産権**またはその他の権利を侵害しているという主張または訴訟。
- 20.8 **請負業者**および**RWE** はそれぞれ、第三者の**知的財産権**に関する請求が主張された場合または実際に申し立てられた場合、当該請求を知った時点で、合理的に可及的速やかに相手方に通知するものとする。
- 20.9 **請負業者**および**RWE** はいずれも、相手方当事者の書面による事前承諾なしに、第三者の**知的財産権**に関する請求につき、いかなる責任も認めてはならず、和解や譲歩を行ってはならないものとする。
- 20.10 **請負業者**は、**RWE** への書面による要請および**請負業者**の費用負担により、補償に基づく債務または責任について**RWE** に十分な金銭的担保を提供した上で、第三者の**知的財産権**に関する請求の交渉および訴訟の一切を実施または解決することができ、**RWE** は、**請負業者**の要請および費用負担により、**請負業者**に対し、かかる交渉および訴訟に関連する合理的な支援を与えるものとする。
- 20.11 第三者の**知的財産権**に関する請求が**請負業者**または**RWE** に対してなされた場合、またはなされる可能性がある**請負業者**が判断した場合、**請負業者**は、いかなる権利または義務に影響を及ぼすことなく、速やかに自己の費用負担において、以下のいずれかの行為を行うものとする。
- RWE** および/または**RWEグループ**のために、**本契約**に従って**商品/サービス**または**知的財産権**（またはその一部）の使用を継続する権利を確保すること。
 - 侵害または侵害の疑いを回避し、欠陥があったかの如く第13条（**債務不履行**および**治癒**）を遵守するように、侵害している**商品/サービス**（またはその一部）を修正または交換すること。
 - 商品/サービス**に瑕疵があったかの如く、**本条項13**（**債務不履行**および**治癒**）に定めるすべての金額を**RWE** に支払うこと。
- 20.12 本条項の違反は重大な違反を構成し、**RWE** は当該違反を**請負業者**の**債務不履行**として**本契約**を解除することができるものとする。

21. 秘密保持

- 21.1 注文書、本取引約款、**RWE 所有物**またはその他機密性のある技術上もしくは商業上の情報（機密である旨の表示があるもの、またはその性質上、機密であると合理的に考えられるもの。）のうち、**請負業者**が**RWE**（またはその代理人）から明示的もしくは黙示的に受

領したもの、または請負業者が別の方法で入手したものの（RWE の事業、財務その他業務に関連する情報、RWE グループのグループ会社もしくは RWE の情報、またはそれらの顧客もしくは供給業者の情報を含み、情報システムおよびまたはネットワークに関連する個人データまたは個人情報を含む。）（以下「**秘密情報**」という。）は機密であり、**請負業者は、本契約に基づく義務の履行に必要な場合を除き、秘密情報を使用してはならず、RWE の書面による事前承諾なしに秘密情報（の全部または一部）を他者に開示してはならない。**

- 21.2 **請負業者は、RWE 所有物および秘密情報を安全に保管し、個人データおよびすべての秘密情報への不正アクセス、紛失、破壊、盗難、使用または開示から保護するための適切な技術的および組織的な対策、プロセスおよび手順を維持し、適用するものとする。請負業者は、本契約に基づく請負業者の義務の履行に必要な期間、または法律により要求もしくは許可される期間を超えて秘密情報を保持しないものとする。**
- 21.3 **請負業者は、以下のいずれかの場合、その範囲内で秘密情報を開示することができるものとする：**
- 請負業者が、本契約に基づく請負業者の義務の履行のみを目的として、請負業者の従業員等もしくはグループ会社、または専門アドバイザー、監査人および銀行に秘密情報を開示する必要があると判断した場合（ただし、いずれの場合も、かかる者らに同等の秘密保持義務を課すものとする。）。**
 - 請負業者が従うべき法律により、または証券取引所、規制当局もしくは政府当局により秘密情報の開示を要求された場合（ただし、請負業者が、法的に可能である限り合理的に可及的速やかに、RWE に事前通知を行うことを条件とする）。**
 - 請負業者の過失によらず秘密情報が公知である場合または公知になった場合。**
 - 秘密情報が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から請負業者に開示されていた場合。**
- 21.4 **請負業者は、法令により許容される範囲内において、RWE の要請に応じて、請負業者のインフラに保存されている資料、秘密情報およびデータ（ならびにそれらの写しの一切）を速やかに削除、破棄または RWE に対し返却し、別途の要請があれば、当該削除、破棄または返却を証明するものとする。**
- 21.5 **請負業者は、RWE の書面による事前承諾なしに、RWE、RWE グループ、本契約またはその一部もしくはその主題に関連する発表または広報を行わないものとする（ただし、適用法令によりまたは司法当局もしくは規制当局により要求される場合を除く。その場合、請負業者は RWE に対し、合理的に実行可能な範囲で事前に通知を行うものとする。）。**
- 21.6 **請負業者は、請負業者またはその従業員等による本条項の違反の結果またはそれに関連して RWE および/または RWE グループが被った損失につき、RWE および RWE グループを防御および補償するものとする。**
- 21.7 **本条項の違反は重大な違反を構成し、RWE は当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。**
- 21.8 **本条項に基づく義務は、本契約期間中のみならず、本契約期間終了後 3 年間も適用される。**
22. **データ保護**
- 22.1 **商品/サービスの提供に関連して個人データが提供される限りにおいて、請負業者は、本契約に基づく義務を**

履行するためにのみ、管理者としてその時点で有効な適用のあるデータ保護法（個人情報の保護に関する法律（2003 年法律第 57 号、その後の改正を含む。）および一般データ保護規則（GDPR）（該当する場合。）を含む。）に従って、当該個人データを処理するものとする。**請負業者は、当該個人データをその他の目的で使用または処理しないものとする。請負業者は、RWE から受領した個人データを、適切な技術的および組織的手段により、無許可の第三者によるアクセスから保護するものとする。請負業者は、データ侵害が疑われる場合、または RWE のデータの使用におけるその他の変更または不正があった場合、遅滞なく RWE に通知するものとする。**

- 22.2 **本条項の違反は重大な違反を構成し、RWE は当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。**

23. 情報セキュリティおよび重要インフラ

- 23.1 **RWE は、情報セキュリティ、重要インフラ保護およびデータ保護に関連して、RWE が発行したまたは RWE に代わって発行されたアンケートに回答すること、インタビューに参加することおよび証拠を提供することを請負業者に求めることができるものとする。請負業者は、当該アンケートまたはインタビューにかかる回答が回答時点及び将来において真実かつ正確であることを保証するものとする。当該保証の違反や虚偽の回答の申出は、本契約の重大な違反を構成し、RWE は当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。**
- 23.2 **請負業者は、RWE の書面による明示的な許可なく、RWE のコンピューティング・システムにアクセスしてはならず、他者がアクセスすることを許可してはならないものとする。**
- 23.3 **RWE が事前に書面で承認した場合、RWE は請負業者に対し、RWE のコンピューティング・システムへのアクセスを提供することができるものとする。**
- 23.4 **RWE が当該アクセスを提供する場合、請負業者は、ウイルス対策を講じ、RWE のセキュリティ要件に沿った IT ポリシー および手順（<https://www.rwe.com/en/products-and-services/supplier-portal/general-conditions/terms-of-delivery-and-service/> に定めるサプライヤーの向けサイバーセキュリティ基準を含む。）を遵守するものとする。**
- 23.5 **請負業者は、商品/サービスを提供するためにのみ付与されたアクセスを使用することができ、当該アクセスは、RWE が同意したセキュリティ・ゲートウェイおよび/またはファイアウォールを経由するものとする。**
- 23.6 **RWE は、請負業者に通知することなくいつでも、請負業者による RWE のシステムへのアクセスを終了することができるものとする。**
- 23.7 **請負業者は、RWE のシステムに何らかの形で影響を与える可能性がある、RWE のシステムへの不正アクセスにつながる可能性がある、または RWE への商品/サービスの提供に影響を与える可能性があるとして請負業者が認識した、疑わしい、実際のまたは脅威となるセキュリティ・インシデント、セキュリティ侵害、異常なもしくは悪意ある活動もしくは事象および/または脆弱性について、直ちに RWE (csirt@rwe.com) に通知し、支援を提供するものとする。請負業者は、RWE のシステムへの影響を最小化し、原状回復するための復旧措置を実施し、RWE に対し当該復旧措置を通知するものとする。**

23.8 本条項の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として請負業者とのいかなる契約も解除することができるものとする。

24. 名誉毀損

24.1 請負業者は、RWE の情報を使用し、RWE の名称もしくは RWE グループの名称の信用を失墜させる行為、RWE もしくは RWE グループの評判、営業権もしくは事業上の利益を毀損もしくはそれと相反する行為を行わないものとする。

25. マーケティングおよび広告

25.1 請負業者は、RWE の書面による事前承諾なく、以下の各行為を行ってはならない。

- (a) 本契約に関する情報の使用
- (b) 参照目的またはマーケティング目的での RWE のサイト、施設または従業員の写真の使用

25.2 請負業者は、RWE または RWE グループの商号、商標またはロゴを単独で、または請負業者もしくは第三者の商号と組み合わせて使用してはならないものとする。

26. 行動規範

26.1 RWE および RWE グループは、<https://www.group.rwe/en/the-group/compliance/code-of-conduct/> に定める RWE 行動規範を遵守するものとする。

26.2 RWE は、請負業者が RWE 行動規範に定める行動原則を、請負業者と RWE 間の協力の基礎として受け入れることを期待する。

26.3 RWE は、請負業者に対し、国連グローバル・コンパクト・イニシアチブ (www.unglobalcompact.org) の枠組みで定められた人権、労使関係、環境保護および腐敗防止に関する原則を支持および実施すること（ならびに請負業者がその従業員等に支持および実施させること）を約束すること、ならびに請負業者がその従業員等およびサプライチェーン・サポートにそれらを実施させるようにすることを期待する。

27. 腐敗防止

27.1 請負業者は、直接的または間接的に、いかなる人物に対しても、不当な金銭的利益またはその他あらゆる種類の利益に該当する支払または便宜の供与、受領、申出または要求をしないことを誓約する。

27.2 請負業者は、贈収賄防止および腐敗行為防止に関連するすべての適用法令を遵守し、請負業者およびその従業員等が、かかる適用法令の違反に該当活動、慣行または行為に関与しないようにする。

27.3 請負業者は、請負業者またはその従業員等による本条項の違反の結果、RWE およびもしくは RWE グループに発生したまたはそれらが被った損失の一切につき、RWE およびまたは RWE グループを補償するものとする。

27.4 本条項の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。

28. 反社会的勢力の排除

28.1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者もしくは組織、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、反市場勢力またはその他これらに準ずる者もしくは組織を総称している。

28.2 請負業者は、請負業者もしくはそのグループ会社、または請負業者の知り得る限りにおいて請負業者もしくはそのグループ会社の法定代理人のいずれも、反社会的勢力でないこと、または資金提供、便宜供与、不当な優遇措置の申出等を通じて反社会的勢力との取引その他の関係にないことを保証するものとする。

29. 制裁

29.1 「制裁」とは、欧州連合 (EU)、その加盟国または国連安全保障理事会が実施、管理または執行する経済制裁、金融制裁、輸出入規制または貿易禁止をいう。また、制裁とは、適用のあるブロッキング法の違反に該当する場合、または当該制裁の遵守が適用のあるブロッキング法の違反に該当する場合を除き、アメリカ合衆国またはイギリスが実施、管理または執行する経済制裁または金融制裁、輸出入規制または貿易禁輸をいう。

29.2 請負業者は、請負業者もしくはそのグループ会社、または請負業者の知り得る限りにおいて請負業者もしくはそのグループ会社の法定代理人のいずれでも、以下の者に該当しないことを保証する。

- (a) 制裁が課された者
- (b) 制裁が課された者が所有または管理する者
- (c) 自国もしくはその政府に適用される制裁が課されている国もしくは地域（現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、クリミア およびいわゆるドネツク・ルハンスク人民共和国を含む。）に所在する者、当該国もしくは地域に登録されている者、または当該国もしくは地域に登録事務所を有する者

29.3 請負業者は、本契約に関連する行為に関する限り、請負業者およびその事業活動に適用されるすべての制裁および輸出管理要件を遵守するものとする。

29.4 請負業者または RWE が制裁または輸出管理規制に違反する結果となる場合、請負業者は、RWE から受領した物品を第三者に販売、供給または譲渡しないものとする。

29.5 請負業者は、RWE が制裁または輸出管理規制に違反することとなるような作為または不作為を行わないものとする。

29.6 請負業者は、本契約に関連して請負業者または RWE による制裁または輸出管理規制の違反につながる可能性のある事象または事項を認識した場合、直ちに書面により RWE に通知するものとする。

29.7 請負業者は、請負業者またはその従業員等による本条項の違反の結果、RWE およびまたは RWE グループに発生したまたはそれらが被った損失の一切につき、RWE およびまたは RWE グループを補償するものとする。

29.8 本条項の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。

30. 人権

30.1 RWE は、RWE グループ内で適用され、<https://www.rwe.com/en/products-and-services/supplier-portal/general-conditions> で参照可能な人権サプライヤー契約付属書について明示的にここに言及する。RWE は、請負業者が同付属書に定める原則および義務の一切（特に、自らの事業領域およびサプライチェーンにおいて、同付属書に規定されている人権、労使関係および環境保護に関する原則を支持し、導入することに

- 努めること。)を**請負業者**が明示的に承諾し、常に遵守することを期待する。
- 30.2. サプライチェーンに関連する人権、労使関係および環境保護に関するリスクをさらに評価および判断するため、**RWE**は、**請負業者**の事業領域における典型的なリスク領域、ならびに当該事業領域において講じられてきたおよび/または必要な予防・是正措置に関する質問書を、当初、頻繁にまたは随時**請負業者**に対して提出することができ、**請負業者**はそれらに適宜回答するものとする。
- 30.3. **請負業者**は、**請負業者**のサプライチェーンにおいて**RWE**に影響を及ぼす事象が発生した場合、または人権原則の違反があったもしくはそのリスクが高まった場合、適切な時期に**RWE**に通知する義務を負うものとする。
- 30.4. **RWE**は、**請負業者**または下請業者が人権サプライヤー契約付属書に基づく義務を履行しているか否かを判断するため、人権サプライヤー契約付属書に詳しく定める通り、情報および証拠書類を要求する、または現地調査を実施することにより、監査を実施する権利を有するものとする。
- 30.5. **請負業者**が当該原則のいずれかを明らかに履行せず、人権サプライヤー契約付属書に従って必要な予防・是正措置を講じることを拒否した場合、**RWE**は、利用可能なその他の救済措置に加えて、**請負業者**との**本契約**を例外的に解除する権利を有するものとする。
- 30.6. **請負業者**の故意または過失による違法行為(特に、人権サプライヤー契約付属文書に基づく義務の不履行。)により、サプライチェーン・デューデリジェンス法(Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz、LkSG)に基づき適用される法的要件に違反し、**RWE**が法的責任を負った場合、**RWE**は、**本契約**に基づく損害賠償請求として課された罰金を**請負業者**に対して転嫁するものとする。
- 31. 雇用主としての責任**
- 31.1. **請負業者**は、差別、平等、最低賃金、従業員の安全衛生および福利厚生を含む、労働法または雇用法に関連するすべての**適用法令**を遵守し、その**従業員等**にも遵守させ、すべての**従業員等**が有する法律上の権利の一切を認めるものとする。**請負業者**は、**請負業者**またはその**下請業者**による責任を発生し得る労働者派遣法(Arbeitnehmer-Entsendegesetz、AEntG)、最低賃金法(Mindestlohngesetz、MiLoG)およびその他の法的規制の不遵守が原因で**RWE**に対してなされ得る請求の一切につき、社内関係において**RWE**を補償および免責するものとする。特に、**請負業者**は、**RWE**に対する請求の防御に関連して可能な限り最善の方法で**RWE**を支援すること(例えば、必要な情報の**RWE**への提供。)を約束するものとする。
- 31.2. **請負業者**は**RWE**に対し、**本契約**に基づき**請負業者**の義務を履行するすべての**従業員等**が、就労に必要なすべての権利および/または就労許可証を有していることを保証するものとする。
- 31.3. 上記の一般的義務またはその他の義務を損なうことなく、**請負業者**は、従業員の権利を保護する**適用法令**(**請負業者**の**従業員等**に関連する最低賃金、最低年齢および安全衛生に関する規制を含む。)を遵守するものとする。
- 31.4. **請負業者**は、**本契約**期間中常に、かかる方針および手続を適切に実施し、かかる方針および手続の遵守状況を年1回またはそれ以上の頻度で定期的に監視するものとする。
- 31.5. **請負業者**が**本契約**に関連する業務に第三者の**従業員等**を雇用する場合(**請負業者**が第三者に下請けする場合を含むが、これに限定されない。)、**請負業者**は、**請負業者**が**本契約**に関連する業務を遂行するために当該第三者を任命する**契約**または**雇用契約**に**本条項**と同等の本条項が規定されるようにするものとする。
- 32. 行動規範および雇用主責任の違反**
- 32.1. **請負業者**またはその**従業員等**のいずれかが、**本条項** 23 (情報セキュリティおよび重要インフラ)、**本条項** 26 (行動規範) および/もしくは**本条項** 31 (雇用主としての責任)に定める**請負業者**の責任のいずれかに違反したもしくはその可能性があることを**請負業者**が認識した場合、または**請負業者**にそう信じる理由がある場合、**請負業者**は、**RWE**に当該違反またはその可能性を通知し、当該違反またはその可能性を是正するための措置を講じるものとする。
- 32.2. **RWE**は、**本条項** 34 (監査)に従う場合を含め、適切な手段を用いて当該違反またはその可能性を立証し、立証された場合、**本契約**に基づく権利または義務を損なうことなく、以下の行為を行うことができるものとする。
- (a) 違反の可能性に対処するためまたは必要に応じて実際の違反を是正するための詳細な行動計画を、合理的に可及的速やかに提供し、適切な場合は直ちに実施するよう**請負業者**に警告を発すること。
- (b) 違反の可能性に対処するまたは必要に応じて実際の違反を是正するまで、**本契約**を一時停止すること。
- 32.3. **請負業者**が違反の可能性に対処するまたは実際の違反を是正するために十分な機会を与えられた場合において、**請負業者**がそうしなかったと**RWE**が判断した場合、**請負業者**による**本契約**の重大な違反を構成し、**RWE**は、当該違反を**請負業者**による**債務不履行**として**本契約**を解除することができるものとする。
- 32.4. **請負業者**は、**本条項** 26 (行動規範) および**本条項** 31 (雇用主としての責任)における**請負業者**の責任違反、または関連する**適用法令**の違反の結果、**RWE**および/または**RWE**グループに発生したまたはそれらが被った**損失**の一切につき、補償するものとする。
- 33. 保証および表明**
- 33.1. **請負業者**は、以下の各事項を保証および表明するものとする。
- (a) **請負業者**は、**本契約**を締結する権能および**商品/サービス**を引渡す能力を有していること。
- (b) **本契約**の締結および/または履行が、**請負業者**に適用される**適用法令**または**契約上の要件**もしくは**義務**に違反または抵触しないこと。
- (c) **請負業者**は、**本契約**に基づく義務および**商品/サービス**に関連する義務を履行するために必要なすべてのライセンス、許可、認可、承諾および許認可を取得しており、今後も維持すること。
- 34. 記録**
- 34.1. **請負業者**は、**本契約**期間中、サプライチェーンを追跡し、**本契約**に基づく義務(正確な請求書発行、情報セキュリティ、秘密保持義務およびデータ保護義務等。)の遵守を証明するために必要な**商品/サービス**に関する記録を保管し、**適用法令**が要求する限りの期間において、それらを保管するものとする。

35. 監査

35.1. RWE および/またはその監査人は、状況に応じて合理的な通知を行った上で、通常の勤務時間中に**請負業者**の施設およびその**従業員等**の施設に立ち入り、**請負業者**の施設および/またはその**従業員等**の施設において、**RWE**への**商品/サービス**の供給および**請負業者**による**本契約**に基づく義務の遵守に関するあらゆる事項(**請負業者**の業務、施設、労働本条項、手順およびシステムを含め、あらゆる記録を含む。)を監査および/または検査することができるものとする。**請負業者**は、かかる監査を支援するために適切な資格を有する**従業員等**を提供するものとする。

36. 譲渡

36.1. **請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾なしに、**本契約**に基づく**請負業者**の権利および/または義務を譲渡、更改または移転できないものとする。

36.2. **RWE**は、**請負業者**の事前承諾なく、**RWE グループ**内で**本契約**に基づく**RWE**の権利を譲渡または二次許諾することができるものとする。

36.3. 民法第466条第1項にかかわらず、**請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾がない限り、第三者に対し債権を譲渡し、もしくは第三者に対し債権の回収権限を譲渡することはできない。

37. 下請

37.1. **請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾がない限り、または**注文書**に定められた範囲内で、**本契約**に基づく義務を下請けしてはならず、**下請業者**を変更してはならないものとする。

37.2. 下請業者の任命は、**請負業者**の義務および責任に影響を及ぼさないものとする。

37.3. **請負業者**は、その**従業員等**の作為または不作為につき、責任を負うものとする。

37.4. **請負業者**が**本契約**に基づく義務のいずれかを下請けする場合、**請負業者**は、**請負業者**と下請け業者との間の**契約**に**本取引約款**と同一の条項を含めなければならない。

38. 言語

38.1. **本契約**の言語は日本語とし、**請負業者**と**RWE**との間で**本契約**に関連して交わされるすべての通知、文書、通信およびその他の情報は、**RWE**が**書面**で別段の同意をしない限り、日本語によるものとする。

39. 紛争解決

39.1. **本契約**に起因または関連して紛争が発生した場合、**請負業者**および**RWE**は、相互に通知し、紛争を解決する権限を有する**請負業者**および**RWE**それぞれの代理人間の交渉を通じて紛争の解決を図るものとする。

40. 持続可能なサプライチェーン

40.1. **RWE**は、持続可能なサプライチェーンの発展に貢献しており、**請負業者**にも同様の取組みを期待する。**RWE**は、購入および/または発注の決定プロセスにおいて、持続可能性の基準を含める権利を有するものとする。当該基準には、CO₂原単位の削減目標、再生可能エネルギー政策および脱炭素戦略の支援、エネルギー効率、生物多様性への影響、循環型経済、安全衛生および/または人権が含まれるが、これらに限定されない。

41. 準拠法および管轄

41.1. **本契約**には日本法が適用され、**請負業者**および**RWE**はそれぞれ、**本契約**に基づきまたは**本契約**に関連して

発生した紛争、請求または事項(**本契約**の主題および成立ならびに契約外の紛争および請求を含む。)については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

41.2. 1980年国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約、1981年条約集第184号文書および1988年条約集第61号文書)の適用は除外されるものとする。